

臭気判定士免状交付申請要領 (更新、再交付、書換え)

1. 免状の更新

悪臭防止法施行規則第 14 条に基づき、現に交付されている免状の有効期間が満了することに伴う更新は、以下の手続により行います。

(1) 更新申請期間

- ア. 原則として現に交付されている免状の有効期間が満了となる日の 6 月前から有効期間が満了となる日までの間に更新申請手続きを行うことができます。
- イ. ただし、免状の更新は、現に有する免状と引換えに新たな免状を交付することとなりますので、有効期間が満了となる日の 1 月前くらいの申請をお薦めします。
- ウ. 遅くとも免状の有効期間が満了となる日の 6 日前までに申請書類が協会に到着するようにして下さい。

(2) 更新申請書類

臭気判定士免状更新申請書(様式第三号(第 14 条関係))に所定の事項を記入し、氏名の記名、捺印の上、以下の書類を添付して協会あてに郵送する。※本籍は番地まで記入すること。

- ア. 現に交付されている免状の有効期間が満了となる日の **6 月前** から有効期間が満了する日までの間に行われた嗅覚検査の合格証書(この間に嗅覚検査を受けないと資格を喪失することがありますのでご注意ください。)
- イ. 有効期間が満了となる現に交付されている免状
- ウ. (前回免状交付時以降に本籍地又は氏名に変更がある場合) 戸籍の謄本又は抄本及び臭気判定士免状登録内容変更申請書
- エ. 免状の更新手数料を納付し、それを証する領収書等の写し(申請書の裏面に貼付)

(3) 更新免状交付日

現に交付されている免状の 有効期間満了日の翌日 となります。
また、更新免状は有効期限満了日に発送しますので、有効期限満了日から 1 週間を過ぎても免状が届かない場合にはご連絡ください。

(4) 病気等のやむを得ない事情により更新申請できない場合

やむを得ない事情がやんだ日から起算して 1 ヶ月以内に、やむを得ない事情を明らかにした書類を提出して下さい。

書類の様式は「臭気判定士免状更新申請遅延理由書」(規程実施細目第四関係様式四)のとおりです。

2. 免状の再交付

悪臭防止法施行規則第 15 条に基づく免状の再交付は、以下の手続により行います。なお、免状申請者には特段のことがなければ受付終了後 2 週間以内に臭気判定士免状が交付されます。

(1) 免状を破損、汚した場合

再交付を希望する場合は、臭気判定士免状再交付申請書(様式第四号(第 15 条関係))に所定の事項を記入し、氏名の記名、捺印の上、以下の書類を添付して協会あてに郵送する。

- ア. 破損または汚した免状
- イ. 1 (2) のウに準ずる
- ウ. 免状の再交付手数料を納付し、それを証する領収書等の写し(申請書の裏面に貼付)

(2) 免状を紛失した場合

時々免状の所在を確認して下さい。どうしても見当たらないときは再交付を受けなければなりません。この場合には臭気判定士免状再交付申請書（様式第四号（第 15 条関係））に所定の事項を記入し、氏名の記名、捺印の上、以下の書類を添付して協会あてに郵送する。

ア．関係証拠資料として参考にしますので、次のいずれか一つを提出して下さい。

- ・ 臭気判定士登録証（写）
- ・ 第 3 号規制指定講習会終了証書（写）及び臭気判定士試験合格証書（写）

イ．免状の再交付手数料を納付し、それを証する領収書等の写し（申請書の裏面に貼付）

なお、お手数でも免状の再交付を受けた後、失った免状を発見したときは、5 日以内に当該発見した免状を返還して下さい。

3. 免状の書換え

悪臭防止法施行規則第 16 条に基づき免状の記載事項に変更を生じたときは、臭気判定士免状書換え申請書（様式第五号（第 16 条関係））に所定の事項を記入し、氏名の記名、捺印の上、以下の書類を添付して協会あてに郵送する。なお、免状申請者には特段のことがなければ受付終了後 2 週間以内に臭気判定士免状が交付されます。

ア．現在交付されている免状

イ．戸籍の謄本又は抄本の写し及び臭気判定士免状登録内容変更申請書

ウ．免状の書換え手数料を納付し、それを証する領収書等の写し（申請書の裏面に貼付）

4. 免状交付手数料

免状の交付手数料は、上記 1～3 のいずれの場合も 3,000 円です（悪臭防止法施行規則第 25 条）。下記機関の口座あてに払い込んで下さい。

郵便振替 00160-1-611922

りそな銀行（本郷支店 普通口座） 0238112

【名義人：公益社団法人 におい・かおり環境協会】

- ※ 1. できるかぎり郵便振替をご利用下さい。
- 2. 払込取扱票の写し等を申請書裏面に貼付して下さい。

5. 氏名等の公表の是非

免状交付後は「所属都道府県名・免状番号・氏名のほか、連絡先及び連絡先所在地（連絡先が自宅の場合は自宅住所）、電話番号」が当協会が作成する臭気判定士名簿に掲載され、原則として公表されることとなります。したがって名簿掲載に際して氏名等公表の是非について、お訊ねしたいので裏面の「臭気判定士名簿掲載関係欄」の可又は不可のどちらかに○印をしてお答え下さい。臭気判定士名簿は臭気指数測定を委託する際の参考等として、地方公共団体等に配布します。

なお、「臭気判定士名簿掲載関係欄」の所定事項の記載は、免状交付関係台帳の管理運営上も必要事項なのでお手数でも必ずご記入下さい。

6. 申請書の送付先および問合せ先

各申請書は、以下に郵送して下さい。申請書用紙を必要とするときも、協会にご連絡下さい。

環境大臣指定機関

〒101-0031 東京都千代田区東神田 2-6-2
公益社団法人 におい・かおり環境協会（臭気判定士係）
TEL：03-5835-0315／FAX：03-5835-0316
E-mail info@orea.or.jp

（注）新規に免状の交付申請を行う場合は、本要領は適用されないのご留意下さい。

